協働事業に関する提案書

令和 5年 2月 14日

(あて先) 狭山市長

団体名 一般社団法人 犯罪被害者等支援の会「オリーブ」 所在地

代表者名 代表理事 佐藤 咲子

次のとおり、協働事業に関して提案します。

大のこの 7、 加州中央に関して近来したす。		
1	提案する協働事業	行政提案型協働事業
2	事業名	犯罪被害者等支援事業
3	事業期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
4	事業種別	単年度事業
5	事業予算	総額 100,000円
6	事業概要	1) 令和5年9月16日(土) 令和6年2月24日(土) 2) 交流センター公民館3Fホール、狭山市役所ホール内 3) 埼玉県民、狭山市及び近隣市町村民 4) 犯罪被害者等支援の重要性を学ぶ、紙芝居による犯罪 被害者等支援の普及、「命のメッセージ」展示開催 5) 犯罪被害者等支援に精通した講師のセミナー開催
7	希望する担当課	市民相談課
8	添付書類	☑協働事業に関する企画書(様式第2号) ☑協働事業収支予算書(様式第3号) ☑協働事業実施スケジュール(様式第4号) ☑協働事業提案団体概要書(様式第5号)

協働事業に関する企画書

団体名 一般社団法人 犯罪被害者等支援の会「オリーブ」

1	事業名	犯罪被害者等支援事業
2	事業の詳細	1. 犯罪被害者及び交通被害者の発言の傾聴 2. 犯罪被害者を支援する人材の育成 3. 被害者講演会及び交流会、セミナーの開催
3	実施体制	団体会員を中心に企画・運営をする。(会員15名) 1. 代表理事 1名 2. 副代表理事 1名 3. 理事(書記)2名 4. 理事(会計)2名 5. 理事 1名 6. 監査 1名
4	役割分担	【提案団体の役割】 犯罪被害に遭われた方々の話を聴くことなどを通じ、被害者の心の回復のサポートをする。併せて犯罪被害者支援の重要さを世の中に広める。 【市の役割】 犯罪被害者等支援に関する広報支援。
5	協働の効果	協働により、自責の念により声を出せない被害者が信頼 感を持ち支援の活動がスムーズに行うことが出来る。
6	事業のアピールポイント	犯罪被害者が事件、事故後支援の会に参加することにより傷付いた心が癒され、事件以来普通に送れなくなった 日常生活(食事、睡眠、家事、仕事、学校)を取り戻す ことが出来ようになる。